

4 定款

(指定活用団体の指定を受けることを停止条件として効力が発生する定款)

ここに提出した当機構の現行の定款は、附則第6条の定めがあることにより、現行の定款であると同時に、「指定活用団体の指定を受けることを停止条件として効力が発生する定款」でもある旨、付記する。

2018年10月4日

一般財団法人 日本民間公益活動連携機構

代表理事 二 宮 雅 也 